

次期障害者プラン（仮称）

～障害のある人もない人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして～
（骨子案）

I 基本的事項

1. 計画策定の背景

- ア 平成26年1月に締結した障害者権利条約や、同条約締結に向けた国内法の整備（障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定など）により、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要。
- イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供状況を見据えながら、「制度の谷間」「空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要。
- ウ 民間と行政の協働のもと先駆的な取組を重ねてきた滋賀の土壌を活かし、引き続き、多様化する障害のある人のニーズに応えていくことが必要。

2. 計画策定の趣旨

- ア 障害のある人を取り巻く状況の変化や、「新・障害者福祉しがプラン」（平成24～26年度）における成果と課題を踏まえ、今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定。
- イ 障害のある人や関係者の意見を計画に反映するとともに、県と同様に計画を策定する市町との連携・調整を図りながら計画を策定。
- ウ 糸賀一雄氏をはじめとする先人らの実践や理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指す。

3. 計画の位置付け

- ア 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画。
- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画。
- ウ 滋賀県基本構想の長期ビジョンを踏まえ、同構想で定める重点政策との整合性を図るとともに、県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画。

4. 計画期間

平成27～32年度の6年間。ただし、下記VおよびVIの部分については、平成27～29年度の3年間。

5. 計画の推進体制

- ア 滋賀県障害者施策推進協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携、調整を図りながら計画を推進。
- イ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担により計画を推進。

II 基本理念と基本目標

●基本理念

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もいない人もお互いに尊重し、理解し、助け合い、全ての人に「居場所と出番」がある共生社会の実現を目指す。

<2つの起点>

ア 「ひと」

既存の制度からだけの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、施策を進める。

イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

●基本目標

～地域でともに暮らし、ともに働き、ともに活動することの実現～

<5つの視点>

ア 「その人らしく」

障害のある人が、その人の望む生活を、自ら選択して決定することで、その人らしく生活できる地域社会を実現

イ 「いつでも」

重度や要医療の障害があっても、24時間、365日、必要な時にサービスを利用でき支援が受けられる体制を整えることにより、安心して暮らせる地域社会を実現

ウ 「だれでも」

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人は誰でも支援を受けられる体制を整えることにより、誰もが、暮らしやすい、働きやすい、活動しやすい地域社会を実現

エ 「どこでも」

ニーズに即した先駆的な取組を全県域的に推進することにより、障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスを利用でき支援が受けられる地域社会を実現

オ 「みんなで取り組む」

県と市町、事業者、地域住民、そして障害のある人自身等の役割分担と連携・協働により、地域における絆やつながりを築くことを通じて、障害のある人を支える地域社会を実現

III 現状と今後の課題

1. 暮らす

【現状】

- 1 障害のある人の人数（手帳所持者）は、H23 から H25 にかけて、身体障害者が 50,774→53,198 人、知的障害者が 10,749→11,462 人、精神障害者が 6,023→7,293 人と、いずれも増加している。また、難病患者の人数（特定疾患医療受給者証の交付者数）も 8,198 人→9,057 人に増加している。
- 2 県立特別支援学校の児童生徒数は、H23 から H25 にかけて、1,930→2,070 人に増加し、公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数も 2,744→3,006 人に増加している。
- 3 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、H25 において、小学校約 9.6%、中学校約 7.0%、高等学校約 2.8% となっている。
- 4 施設入所支援利用者数が全国で最も少ない状況の中で、グループホームや生活介護事業所の整備により、福祉施設入所者の地域生活への移行が少しずつ進められているが、依然として施設入所支援のニーズは存在し、他県の入所施設を利用するケースも存在する。
- 5 精神科病院の病床数が他県に比べて少ない中で、新規入院患者の 88.5%（H25）が 1 年以内に退院しており、可能な限り入院医療に頼らない精神科医療が提供されていると考えられる。一方、1 年以上の長期入院患者が全入院患者の 6 割を占めており、これらの患者の中には、受け入れ条件が整えば退院可能な人も含まれていると考えられる。

【課題】

- 地域生活への移行を一層進めるためには、さらにグループホームが必要。
- 医療的ケア、行動障害など専門的な支援に対応できるサービスが不足している。
- 夜間、早朝、緊急時などに利用できるサービスが少ない。
- 障害のある人の高齢化に対応できるサービスが必要。
- 障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況にある。
- 障害のある子どもが、放課後や夏季休暇中に利用できる通所サービスが不足している。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援が不足している。
- 居住地域や障害種別等によって受けられるサービスの提供に偏在がある。
- 障害のある子ども、発達障害のある人、重症心身障害のある人への支援を行う専門職（OT、PT、ST 等）が不足している。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要。また、支援の質の底上げが必要。
- H27 以降、すべての障害福祉サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画の作成が必須となる中、相談支援体制の強化と、計画の質の向上が不可欠。
- 精神障害や高次脳機能障害、難病など、障害の程度に応じた必要なりハビリテーションを身近な地域で受けることができない。

2. 働く

【現状】

- 1 障害のある人で働いている人の数は増加しているものの、県内的一般の民間企業における実雇用率は 1.81% (H25) であり、法定雇用率 2.0% には達していない。また、法定雇用率達成企業割合は 51.8% (H25) となっており、全国平均を上回っている。
- 2 特別支援学校高等部の卒業生は、H23 から H25 にかけて、237 人→276 人と増えており、当面の間は増加が見込まれる。
- 3 福祉施設から一般就労に移行する人は、H17 から H25 にかけて、33 人→97 人と増加している。
- 4 働き・暮らし応援センターを利用する登録者数は増加しているものの、新規就職者数は、H26 目標の 500 人に対し 410 人 (H25) となっており、ほぼ横ばいの状態にある。
- 5 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所は年々整備が進んでいるものの、さらなる整備へのニーズは高い。
- 6 就労収入の向上については、事業所の製品、サービスにかかる販路の拡大や品質・生産量の向上に取り組んでおり、平均工賃は H23 から H25 にかけて、20,791 円→24,246 円と向上したが、H26 目標の 30,000 円を達成することは難しい状況にある。
- 7 官公需の優先発注については、H25.4 に施行された障害者優先調達推進法に基づき、県の調達推進方針を策定するとともに、「ナイスハート物品購入制度」の活用などにより、障害者就労施設等への物品や役務の調達を進めている。

【課題】

- 法定雇用率達成企業割合は全国平均を上回っているものの、一般企業における障害者雇用への理解や受け入れのための環境整備が必要。
- 特別支援学校高等部卒業者のうち一般企業への就職者の割合が、全国平均に比べ低い。
- 普通学校を卒業する障害のある人について、学校と卒業後の就労支援機関との間の連携強化が必要。
- 就労移行支援事業所において、一般就労への移行を支援するためのノウハウやスキルの蓄積が進んでいないため、就労実績が伸び悩んでいる。
- 一般就労が可能かどうか見極める就労アセスメントの手法が普及しておらず、ほとんどのケースにおいて、アセスメントを受けないまま就労継続B型事業所が利用されている。
- 生活に関することから就労に関することまで、一般就労に関することから福祉的就労に関することまで、様々な相談が働き・暮らし応援センターに集中している。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要。また、支援の質の底上げが必要。(再掲)

3. 活動する

【現状】

- 1 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツへの注目が徐々に高まっていく中で、特別支援学校等におけるスポーツへの取組が活発になってきているものの、障害者スポーツ大会への参加者は高齢化・減少傾向にある。また、競技性の高い大会を目指す人から気軽にスポーツを楽しみたい人まで、興味・関心の幅が広がっている。
- 2 障害者スポーツの指導者は、障害のある人自身か、日ごろから障害のある人に直接関わる人など、限られた人達が中心となっている。
- 3 ボーダレス・アートミュージアム NO·MA での企画展や情報発信などにより、障害のある人の芸術活動の認知度は確実に高まっており、障害者アート公募展への応募者数は、毎年 200~250 人程度となっている。
- 4 造形活動を行っている事業所 43 か所 (H25) のうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所は 11 か所となっている。
- 5 障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数は 454 件 (H25) であり、そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談が 209 件と最も多くなっている。
- 6 各地域における歌唱、音楽、ダンスなどの表現活動ワークショップの取組や、糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通じて、障害のある人による音楽等の表現活動の取組が広がってきている。
- 7 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し人材の確保を図ることにより、県および 13 市 2 町に専任の手話通訳者が配置されている。また、H25 の県登録の手話通訳者は 151 人、要約筆記者は 97 人となっている。

【課題】

- 障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会が少ない。
- 身近な地域に障害のある人が利用できるスポーツ施設が少なく、障害のある人のスポーツを指導・支援する体制も整っていない。また、障害者スポーツの大会やイベントなどに関する情報が、障害のある人に行き届いていない。
- 競技スポーツに取り組むアスリートに対して、専門的な知識や技術を持って指導できる者が少ない。また、障害者スポーツの審判も不足している。
- 障害福祉サービス事業所における「著作権等保護のためのガイドライン」の活用など、造形作品の著作権保護に対する取組が進んでいない。
- 近年、アール・ブリュットが注目を集めている中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場所が少ない。
- 事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足している。
- 高次脳機能障害や発達障害のある人、難病患者同士のピア活動の場がない。

4. 共生のまちづくり

【現状】

- 1 「障害者 110 番」への相談件数は 486 件 (H25) であり、障害のある人が地域で暮らす中で、様々な場面において障害のある人の権利が損なわれていることがうかがえる。
- 2 地域住民の障害に対する理解について、根拠のない間違った情報によって差別意識に繋がっている事例や、障害のある人と接する機会がないことによる抵抗感も見受けられる。
- 3 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する公立小・中学校は、H26 目標 100%に対し、児童生徒へ実施する公立小・中学校が 98.1%、保護者へ実施する公立小・中学校が 48.5% となっている。
- 4 福祉のまちづくりの関係では、歩道の整備の進捗率 62.1%、1 日 3,000 人以上の乗降客のある駅におけるバリアフリー化率 75.6% となっている。また、ノンステップバスについては、H23 から H25 にかけて、77 台→104 台に増加している。
- 5 災害の発生時や発生する恐れがある場合に備え、各市町において災害時要配慮者名簿の整備や福祉避難所の指定が進められている。
- 6 H24.10 に障害者虐待防止法が施行されたが、H24.10～H25.3 の間に県と市町が受け付けた障害者虐待に関する相談・通報件数は 115 件であり、そのうち、虐待を受けた、または、受けたと思われると判断した事例は 38 件となっている。
- 7 H25.4 に障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に新たに難病患者が加えられたことにより、難病患者が障害福祉サービスを利用することが可能となった。
- 8 H28.4 に障害者差別解消法の施行が予定されている。

【課題】

- 地域のあらゆる場面において、障害に対する一層の理解や、バリアフリー化などユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要がある。
- 災害発生時に入所サービスが継続して提供できるよう、広域的な支援体制の整備が必要。
- 障害者虐待の捉え方や虐待対応のスキルにバラつきがあり、適切に対応できる人材の育成が必要。
- 難病患者が障害福祉サービスに関する情報を得る機会が少なく、また、相談したり、実際にサービスを利用し支援を受けたりできる場が少ない。
- 障害者差別解消法では、県において、障害を理由とする差別に関する相談や紛争防止・解決のための体制を整備するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を組織することもできるとされており、こうした施策の具体化に向けた検討を進めるなど、円滑な施行に向けた準備が必要。
- 高次脳機能障害や発達障害、子どもの障害の診療ができる医師や医療機関が不足している。

IV 主要施策の方向

1. 地域で暮らす

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
- ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
- エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

2. 地域で働く

- ア 企業で働く人や働きたい人への支援
- イ 障害者を雇用する企業や事業所への支援
- ウ 企業で働くことが困難な人への支援
- エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

3. 地域で活動する

- ア 障害のある人のスポーツの推進
- イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
- ウ 社会参加を促進するためのコミュニケーション支援等の充実
- エ 障害のある人の本人活動や交流への支援

4. 共生のまちづくり

- ア 障害者理解の促進
- イ 福祉のまちづくりの推進
- ウ 保健・医療サービスの充実
- エ 差別の解消および権利擁護の推進
- オ 防災・防犯体制の充実
- カ 難病患者に関するサービスや制度の推進

計画の推進状況を把握・評価するため、4つの分野ごとに指標を設定。
具体的な指標や各項目の具体的な方向性については、今後検討。

V 重点施策

重点施策の具体的な内容については、今後検討。

VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成 29 年度目標
①福施設入所者の地域生活への移行者数	※今後検討
②福祉施設への入所者数	※今後検討

【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 重度障害者への支援の充実
- ウ 高齢障害者への支援の充実

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成 29 年度目標
①入院後 3 か月時点の退院率	※今後検討
②入院後 1 年時点の退院率	※今後検討
③入院期間が 1 年以上である者の数	※今後検討

【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。

- ア 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進
- イ 地域における住まいの場の確保（再掲）
- ウ 精神科医療の充実
- エ 医療、保健、福祉の連携による包括的支援体制の整備
- オ 精神障害に対する正しい理解の促進

3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

【成果目標】

指 標	平成 29 年度目標
①各市町または圏域ごとに地域生活支援拠点等を整備	※今後検討

【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。

- ア 地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、専門性、地域体制づくり）を集約しグループホーム等に付加した拠点等（地域生活支援拠点等）の整備の推進
- イ 相談支援体制の充実
- ウ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成 29 年度目標
①福祉施設利用者のうち一般就労に移行する者	※今後検討
②就労移行支援事業所の利用者数	※今後検討
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率	※今後検討

【関連施策】※各項目の具体的な内容については、今後検討。

- ア 障害者雇用への理解や受け入れのための環境整備の促進
- イ 就労移行支援事業所の機能強化
- ウ 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
- エ 就労に向けた訓練・実習の場の確保
- オ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
- カ 福祉的就労における就労収入の向上
- キ 障害者優先調達の推進

5. 障害児支援体制の整備 ※各項目の具体的な内容については、今後検討。

- ア 児童発達支援センター等を中心とした地域支援体制の整備
- イ 早期発見・早期治療の推進
- ウ 療育・子育て支援策の推進
- エ 教育との連携
- オ 医療等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- カ 障害児支援から障害者支援への切れ目ない支援の強化
- キ 支援の担い手となる専門職等の人材育成の強化

6. 人材の確保と資質の向上 ※各項目の具体的な内容については、今後検討。

- ア サービスの提供に関わる従事者の研修を通じた実践者の育成
- イ 障害児者に対する虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

7. 事業量見込み

※各年度の指定障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量

【各市町のサービス見込み量を積み上げて、最終案で記載。】

VII 計画の進行管理

- ア 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理。
- イ 進行管理にあたっては、滋賀県障害者施策推進協議会において評価を受けるとともに、その結果を公表。
- ウ 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進。
- エ 制度改正や新たな課題への対応など、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを実施。

VIII 資料編

※障害者の状況等各種データ

※用語集

